

各務原市農業振興等対策事業補助金交付要綱

(平成12年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、農業の振興及び整備を図るため、市内において農業に従事する個人及び農業協同組合等の農業団体が行う事業又は事務に要する経費に対し、予算の範囲以内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業の種類、経費の内容、補助金の額、補助金の交付の対象は、別表のとおりとする。ただし、交付の申請をする時点において、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を受けることができない。

(1) 補助金の交付の対象となる者又は当該者と同一の世帯員が市税を滞納しているとき。

(2) 補助金の交付の対象となる者が遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいう。）を所有しているとき。

(補助金の交付の条件)

第3条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項とする。

2 規則第6条第1項第2号及び第4号の市長の定める軽微な変更は、別表の「軽微な変更」の欄に掲げる変更とする。

(申請の取下げ)

第4条 規則第8条第1項の規定により申請を取り下げることができるのは、補助金の交付決定の日から15日以内とする。

(返還免除の承認申請)

第5条 別表ぎふ農業経営者育成発展支援事業の項及び新規就農者育成総合対策事業（経営開始支援事業）の項に掲げる事業に係る補助金の交付を受けた者が病気、災害その他やむを得ない理由により補助金の交付の対象とならなくなったときは、補助金の返還の免除を受けることができる。この場合において、補助金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、市長から請求があったときは、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在における事業の遂行状況を事業遂行状況報告書により、翌年の1月16日までに市長に提出しなければならない。

(着工及び完了届)

第7条 補助事業者は、工事に着工したときは、着工届を提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了届を市長に提出し、別に市長が定めるところによりその確認を受けなければならない。

(実施報告)

第8条 規則第11条前段の規定による実施報告書の提出期限は、原則として、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して25日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

2 補助金の全額が概算払又は前金払により交付された場合における前項の提出期限は、同項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定があった年度の翌年度（以下この条において「翌年度」という。）の5月25日までとする。

3 規則第11条後段に規定する市の会計年度が終了した場合の実施報告書の提出期限は、翌年度の4月20日までとする。

(手続の省略)

第9条 別表施設園芸等就農推進事業の項、ぎふ農業経営者育成発展支援事業の項及び新規就農者育成総合対策事業（経営開始支援事業）の項に掲げる事業に係る補助金については、規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

(補助金の支払方法)

第10条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要であると認めたときは、補助金を概算払又は前金払により、交付することができるものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加額が一件当たり50万円以上の財産を市長の承諾を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間は、財産の処分等をしてはならない。ただし、同令に定めのない財産については、別に定める。

（書類、帳簿等の保存期限）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間（農業企業化資金利子補給事業及び岐阜県農業振興事業補助金交付要綱（平成18年3月31日付農政第294号農政部長通知）に規定する補助金の交付の対象となる事業にあつては、15年間）保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、前条に規定する処分制限期間を経過しないものについては、「農業関係の補助事業等により導入した施設等の適正な管理について」（昭和53年8月29日付農政第711号農政部長通達）の別紙様式による財産管理台帳及びその関係書類を当該処分制限期間が経過するまで整理保管しなければならない。

（様式等）

第13条 補助金の交付の申請書その他市長に提出する書類の様式は、別に定める。

2 前項の書類の提出期限は、この要綱に定めるほか、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月6日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年3月24日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月31日決裁）

この要綱は、平成２９年１１月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月３１日決裁）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年８月３１日決裁）

この要綱は、平成３０年９月１日から施行し、改正後の第１２条の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付申請のあったものから適用する。

附 則（平成３１年４月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日決裁）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年９月２５日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和４年１１月１７日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和５年３月２８日決裁）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年６月２９日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和５年９月２８日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和６年４月１日決裁）

（施行期日）

１ この要綱は、決裁の日から施行する。

（各務原市新規就農者育成総合対策資金交付要綱の廃止）

２ 各務原市新規就農者育成総合対策資金交付要綱（令和４年１２月１日決裁）は、廃止する。

別表（第2条、第3条関係）

事業の種類	経費の内容	補助金の額	補助金の 交付の対象	軽微な変更
農業企業化資金 金 利子補給事業	農業協同組合から借り入れた資金に岐阜県農業企業化資金助成規則（昭和36年岐阜県規則第145号）第3条第1項に規定する利率を乗じた額	利子補給率の割合で計算した金額の合計額	ぎふ農業協同組合	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
学校給食地産地消推進事業	学校給食地産地消推進事業実施要領（平成18年4月3日付農政第32号農政部長通知）第4に規定する事業に要する経費	学校給食地産地消推進事業実施要領第6に規定する助成対象額の3分の2以内の額。ただし、水産物にあつては、当該助成対象額	岐阜県農業共同組合中央会	次に掲げる変更以外の変更 （1）30%を超える事業費の変更 （2）事業実施主体の変更 （3）事業の中止又は廃止
元気な農業産地構造改革支援事業	元気な農業産地構造改革支援事業実施要領（平成25年4月1日付農園第52号農政部長通知）別表1に掲げる取組に係る経費	当該経費の2分の1以内の額	ぎふ農業協同組合等	（1）経費の配分の変更で次に掲げる以外の変更 ア 経費の30%を超える増減 イ 補助金の額に影響を及ぼす変更 ウ 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用 （2）事業内容の変更で次に掲げる以外の変更 ア 事業主体の変更 イ 事業区分の新設又は廃止 ウ 施工箇所又は設置場所の変更 エ 事業区分又は設計単位ごとの事業量の30%を超える変更
乳用初妊牛増頭対策支援事業	生乳生産量を増加するため、増頭を目的とした乳用初妊牛の導入又は自家保留の推進に要する経費	1頭当たり13万円	市内で酪農を営む者	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更

効率的乳用後継牛確保対策支援事業	雌雄産み分け技術を活用して効率的に乳用後継牛を確保するために要する経費	1頭当たり3万円	市内で酪農を営む者	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
残留農薬自主検査推進事業	農業協同組合を通じて出荷された農産物の中で、自主検査に要する経費	当該経費の3分の1以内の額	各務原市園芸振興会等	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
水田フル活用推進事業	水田フル活用推進事業実施要領（平成31年3月20日付農園第1609号農政部長通知）第3の2及び3に規定する事業に係る同要領第6の4及び別記1第2に規定する経費	予算の範囲内で定める額	各務原市農業再生協議会	次に掲げる変更以外の変更 （1）当該補助対象経費の30%を超える増減 （2）事業実施主体の変更
鳥獣被害防止支援事業	捕獲機材の導入及び有害獣防護施設を設置するのに要する経費	予算の範囲内で定める額	各務原市鳥獣被害防止対策協議会	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
多面的機能支払交付金事業	農地維持支払交付金事業 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1第3に規定する対象農用地において、同要綱別紙1第4に規定する活動に要する経費	多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第6の規定により算定する額	多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第2に規定する組織	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
	資源向上支払交付金事業 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第3に規定する対象農用地において、同要綱別紙2第4に規定する活動に要する経費	多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第6の規定により算定する額	多面的機能支払交付金実施要綱別紙2第2に規定する組織	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
水田農業振興事業	水田農業の振興を図るための農地の有効利用、水田農業の担い手の連携等に係る事業に要する経費	10万円を限度とし、予算の範囲内で定める額	各務原市水田農業担い手協議会	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容の変更

農業6次産業化促進支援事業	農業6次産業化促進支援事業実施要領（平成23年4月1日付農流第64号）第2に規定する事業に係る同要領第8の2に規定する経費	100万円を限度とし、当該経費の2分の1以内の額	農業6次産業化促進支援事業実施要領第3に規定する者	次に掲げる変更以外の変更 （1）30%を超える事業費の変更 （2）事業実施主体の変更 （3）事業の中止又は廃止
水稻被害防止薬剤導入推進事業	水稻の食害を防ぐための薬剤の導入に係る事業に要する経費	当該経費の2分の1以内の額を限度とし、予算の範囲内で定める額	ぎふ農業協同組合	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
経営融資主体型補助事業	経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）別表1の1（1）に規定する経費	経営体育成支援事業実施要綱別記1第4の1（1）イに規定する額	経営体育成支援事業実施要綱別記1第1の3（1）イに規定する者	（1）経費の配分の変更で次に掲げる以外の変更 ア 経費の30%を超える増減 イ 助成金の額に影響を及ぼす変更 （2）事業内容の変更で次に掲げる以外の変更 ア 事業主体の変更 イ 施工個所又は設置場所の変更
追加的信用供与補助事業	経営体育成支援事業実施要綱別表1の1（2）に規定する経費	経営体育成支援事業実施要綱別記1第4の1（2）に規定する額	経営体育成支援事業実施要綱別記1第1の3（2）アに規定する基金協会	
施設園芸等就農推進事業	施設園芸等就農推進事業実施要領（平成27年3月19日付農経第1680号農政部長通知）第2の1に規定する事業に係る経費	施設園芸等就農推進事業実施要領別記1第1の2（1）に規定する農地の面積に、同要領別記1第1の2（3）に規定する交付単価を乗じた額以内の額	施設園芸等就農推進事業実施要領別記1第1の2（1）に規定する者	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更

ぎふ農業経営者育成発展支援事業	ぎふ農業経営者育成発展支援事業実施要領（令和2年3月31日付農経第1317号）第2に規定する事業に係る経費	ぎふ農業経営者育成発展支援事業実施要領第5の1（2）ア前段、2（2）ア前段並びに3（2）ア前段及びイに規定する額以内の額	ぎふ農業経営者育成発展支援事業実施要領第5の1（1）、2（1）及び3（1）に規定する者	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
新規就農者経営安定支援事業	新規就農・経営安定支援事業実施要領（令和3年4月1日付農経第184号農政部長通知）別記2第1の3に規定する補助対象となる経費	100万円を限度とし、当該経費の4分の1以内の額	新規就農・経営安定支援事業実施要領別記2第1の2に規定する者	次に掲げる変更以外の変更 （1）当該補助対象経費の30%を超える増減 （2）事業の中止
スマート農業技術導入支援事業	スマート農業技術導入支援事業実施要領（平成31年4月1日付農政第45号農政部長通知）別表1の1に規定する事業に係る経費	スマート農業技術導入支援事業実施要領別表1の1に規定する額以内の額	スマート農業技術導入支援事業実施要領別記1第1の2に規定する者	次に掲げる変更以外の変更 （1）30%を超える事業費の変更 （2）補助金の額に影響を及ぼす変更 （3）事業の中止又は廃止
新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第2の1に規定する事業に係る経費	新規就農者育成総合対策実施要綱別記1第5の3に規定する額以内の額	新規就農者育成総合対策実施要綱別記1第5の1に規定する者	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更

新規就農者育成総合対策事業（初期投資促進事業）	新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記6第2の1又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第2の1に規定する事業に係る経費	新規就農者確保緊急対策実施要綱別記6第5の3又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記2第5の3に規定する額以内の額	新規就農者確保緊急対策実施要綱別記6第5の1又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記2第5の1に規定する者	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更
新規就農サポート事業	新規就農サポート事業実施要領（平成27年3月19日付農経第1689号）別記2に規定する事業に係る経費	新規就農サポート事業実施要領別記2第3の3に規定する額以内の額	新規就農サポート事業実施要領別記2第3の1に規定する者	補助対象経費の増減以外の変更
有機転換推進事業	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記2第1の3（1）に規定する事業に係る経費	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱別記2第2の4（1）に規定する額以内の額	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱別記2第2の2に規定する者	次に掲げる変更以外の変更 （1）30%を超える事業費の変更 （2）事業実施主体の変更 （3）事業の中止又は廃止 （4）成果目標の変更
新規就農者育成総合対策事業（経営開始支援事業）	新規就農者育成総合対策実施要綱別記2第2の2又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1第2の2に規定する事業に係る経費	新規就農者育成総合対策実施要綱別記2第5の2（2）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1第5の2（2）に規定する額以内の額	新規就農者育成総合対策実施要綱別記2第5の2（1）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記1第5の2（1）に規定する者	補助金の額に変更を及ぼさない事業内容等の変更